JMS

# コード決済取扱加盟店特約

第１条　【総則】

コード決済取扱加盟店特約（以下「本特約」という）は、JMSおまかせサービス加盟店規約（以下「原規約」といい、原規約と本特約を総称して「原規約等」という）に定める加盟店が、第2条に定めるコード決済サービスを取扱う場合に適用する特約事項を定めるものです。

第２条　【用語の定義】

本特約における用語の意味は、次に定めるものとし、別段の定めがない場合には、原規約に従うものとします。

1. 「対象カード会社」とは、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）、三菱UFJニコス株式会社（以下「三菱UFJニコス」という）およびユーシーカード株式会社（以下「UCカード」という）をいい、「提携カード会社」とは、対象カード会社が日本国内、国外で現在および将来において提携する会社、組織をいう。
2. 「コード決済サービス」とは、決済コードから取引情報を読み取る方法で、原規約第2条第10項に定める信用販売を行うことを可能とするサービスで、本特約末尾の表<コード決済サービス>に記載する決済サービスを個別にまたは総称していいます。
3. 「決済コード」とは、会員がコード決済サービスを利用するために発行者から発行されるQRコードまたは1次元バーコードをいいます。なお、決済コードおよび決済コードが表示される会員端末は原規約第2条第6項に定める「カード」に含まれるものとします。
4. 「Smart Code」とは、JCBが定めるサービス規格に基づき、当社、JCBおよびJCBが提携する会社（以下「Smart Code参画ブランド事業者」という）が提供するコード決済サービスの名称をいいます。
5. 「ブランドホルダー」とは、コード決済サービスを管理および運営する事業者をいいます。なお、コード決済サービスごとのブランドホルダーは、本特約末尾の表<コード決済サービス>に記載することとします。
6. 「発行者」とは、ブランドホルダー、またはブランドホルダーが会員に対するコード決済サービスの提供者として指定する会社または組織をいいます。コード決済サービスにつき、当社がJMS加盟店における取扱いを承諾した場合、発行者は原規約第2条第5項に定める「カード発行会社」に含まれるものとします。
7. 「コード決済端末機」とは、端末機のうちコード決済取引を行うためのリーダー等の機器およびアプリケーション等を備えたものをいいます。
8. 「コード決済取引」とは、会員がJMS加盟店より、商品等を購入しまたは提供を受けた際に、金銭等による弁済に代えて、決済コードから読み取った取引情報を、コード決済センターを中継して発行者および当社に送信することにより、会員に代わって当該商品等の対価を当社がJMS加盟店に支払う方法による取引をいいます。
9. 「コード決済センター」とは、コード決済取引毎に発行者の承認結果をコード決済端末機に送信し、発行者の承認に基づき、JMS加盟店のために売上データを作成する情報処理センターをいいます。
10. 「会員端末」とは、会員が所持する、発行者の定める仕様に合致した決済コードを表示することができる機器をいいます。
11. 「利用約款」とは、発行者と会員との間のコード決済に関する取引を規定する約款をいいます。

第３条　【コード決済サービス取扱いの申請・承諾等】

1. JMS加盟店は本特約に基づきコード決済サービスを取扱うには、原規約等を承認のうえ、当社所定の方法で届け出ることによって、これを申し込み、当社の承諾を得るものとします。なお、JMS加盟店は、本特約に基づき当社に届け出た事項について、当社がブランドホルダーに提供すること（ただし、個人情報については原規約第21条第2項および第4項の定めによる）につき、あらかじめ承諾するものとします。カード取扱店舗の追加、変更、取消しについても同様とします。
2. JMS加盟店は前項の承諾を得た場合は、コード決済サービスの取扱いに必要なコード決済端末機を店舗に備えるものとします。
3. JMS加盟店は、当社、JCB、ブランドホルダーが、コード決済取引の安全管理措置について改善が必要と判断し、改善を求めた場合には、これに従うものとします。
4. JMS加盟店が、第1項に基づき当社の承諾を得た後、当社が取扱うコード決済サービスの種類が追加される場合には、当社は、追加の対象となるコード決済サービス（以下「追加サービス」という）に関する以下の事項を当社所定の方法（JMS加盟店が当社に届け出たアドレス宛にEメールを通知する方法またはその他所定の方法）により、JMS加盟店に通知します。①名称②ブランドホルダー③手数料率④追加サービスに関する利用方法・利用条件（立替払契約の取消し・解除条件を含む）等に関して別途特約が存在する場合（以下、特定のコード決済サービスのみに適用される特約のことを「個別特約」という）には個別特約の内容⑤上記のほか通知を要する事項がある場合には当該事項
5. 前項に基づき当社が通知を行ったJMS加盟店は、当該コード決済サービスの追加を希望しない場合には、当社に対して、追加サービスを取り扱わないことを通知するものとします（以下、当該通知を「拒絶通知」という）。なお、当社は、JMS加盟店から拒絶通知を受けた場合には、当該JMS加盟店において当該追加サービスを追加しないこととします。
6. JMS加盟店が前項の拒絶通知を行わないまま、追加サービスを取り扱った場合には、JMS加盟店は、追加サービスが本特約の適用対象となること、および個別特約が適用されることについて同意したものとみなします。

第４条　【コード決済取引】

1. JMS加盟店は、当社所定の方法により、コード決済端末機を使用して、コード決済センターを中継して、決済コードから読み取った取引情報を発行者に送信することにより、コード決済取引を行うものとします。JMS加盟店はコード決済取引にあたり、以下の（1）（2）（4）の手続きを行うものとします。

   （1）決済コードの有効性確認

   JMS加盟店は、会員が提示する決済コードが、当該取引の為に適正に発行者から発行されたものであることにつき不審な点がないことを確認するものとします。

   （2）オーソリゼーション申請

   JMS加盟店は、コード決済端末機を使用し、当社が承諾した方法によって会員端末に表示される決済コードを読み取り、オーソリゼーション申請による発行者の承認取得を行うものとします。なお、JMS加盟店は会員に対し、すべてのコード決済取引において、コード決済取引にかかる商品等の代金の確認を求め、その承認を得るものとします。

（3）売上データの作成

コード決済取引の売上データは、前号の発行者の承認が完了したコード決済取引につき、コード決済センターがJMS加盟店のために作成し、当社に送信するものとします。

（4）売上票（会員控）の作成・交付

JMS加盟店は、当社所定の方法により売上票（会員控）を作成し、会員に交付するものとします。なお、会員の同意を得たうえで、売上票（会員控）に代えて、同一内容を記録したデータを作成し、電磁的方法により交付することができるものとします。

2. JMS加盟店はコード決済取引の対象となる取引や商品等につき、制限を設ける場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

第５条　【立替払】

1. 当社は、JMS加盟店がコード決済取引により取得した売上債権に関し、対象カード会社規約に従い対象カード会社がJMS加盟店に対して負担する立替払金支払債務（以下「立替払金支払債務」という）につき、対象カード会社に代わってJMS加盟店に対して立替払いする（以下「立替払金の支払」という）ものとします。
2. 当社は、本特約末尾の表<コード決済の締切日・支払日>に定める締切日ごとに、当該締切日までにJMS加盟店が取得した売上債権について、前項記載の支払をするものとします。ただし、当社が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとします。
3. 当社のJMS加盟店に対する立替払金支払債務の支払に関する、当社、対象カード会社およびJMS加盟店の間の法律関係については、すべて対象カード会社規約の規定に従うものとします。なお、JMS加盟店は、対象カード会社規約記載の立替払の手続を、当社が当該対象カード会社規約に基づき、JMS加盟店を代理して行うことを承諾します。また、この場合、当社は、対象カード会社に代わって、立替払金を立替払いします。

第６条　【手数料および支払い】

1. JMS加盟店が支払う立替払金支払債務の支払に係る手数料は、支払の対象となった立替払金支払債務に係る売上債権金額に、各々当社が定める方式で手数料率を乗じ、各々円未満を四捨五入した金額の合計額とするものとします。なお、立替払金支払債務の支払に係る手数料は対象カード会社および当社の手数料で構成されています。
2. 当社のJMS加盟店に対する立替払金支払債務の支払は、本規約末尾の別表の定めに従い、その種類に応じて、締切日ごとに当社が集計を行い、支払日に当該集計の対象となった売上債権について、支払日に当該売上債権総額より前項の手数料を差し引いた金額をJMS加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。ただし、当社が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとします。また、金融機関のシステム障害その他の不可抗力による場合は、当社は立替払金の支払が遅延したことにより、遅延損害金の支払義務その他の義務を負いません。
3. 当社のJMS加盟店に対する立替払金の支払は、当社が直接行うか、または当社が指定し、事前にJMS加盟店に通知した所定の会社が行うものとします。
4. 当社または対象カード会社にJMS加盟店に対する債権がある場合には、当社は本条第2項により支払う立替払金から当該債権の金額を差し引けるものとします。また、JMS加盟店から当社または対象カード会社へ立替払金以外の債権がある場合には、当社は前項により支払う立替払金と合わせて支払うことができるものとします。
5. 当社は、手数料を変更する場合があります。その場合、当社はJMS加盟店に対し、3ヵ月前までにその内容を通知することで手数料を変更することができるものとします。

第７条　【コード決済取引の取消し】

1. JMS加盟店は、返品その他により会員とのコード決済取引の取消しを行う場合、コード決済取引の際に使用したコード決済端末機を使用し、端末機の取扱いマニュアル等に則り、取消処理を行うものとします。ただし、各ブランドホルダー所定の期間を過ぎた場合は、コード決済端末機での取消しができない場合があることを、JMS加盟店はあらかじめ承諾するものとします。
2. JMS加盟店は会員とのコード決済取引を取消し、または解除等する場合、コード決済取引の取消しによらず、現金を払い戻す方法で返金することはできないものとします。前項または本項に違反した場合（前項ただし書の場合を含む）、JMS加盟店は当社に対して当該コード決済取引にかかる手数料を支払うとともに、当該コード決済取引およびその取消しにつき一切の責任を負うものとします。
3. 前二項のほか、JMS加盟店は原規約第15条および当社が別に定めるお取扱いガイドその他の取扱要領等に従うものとします。

第８条　【決済コードの不正利用等】

1. JMS加盟店は決済コードが偽造・変造されていないことを確認したうえで、コード決済サービスを取扱うものとします。
2. JMS加盟店は、決済コードが、偽造もしくは変造されたものであることが判明した場合、または明らかに偽造もしくは変造されたと判断できる決済コードその他有効性が明らかに疑わしい決済コードを提示された場合には、コード決済取引を行わないものとし、当社またはJCBの指定する方法により、当社またはJCBにその旨を直ちに連絡するとともに、当該取引情報について、当社またはJCBの指示に従った取扱いを行うものとします。
3. 万が一、JMS加盟店が前二項に違反してコード決済取引を行った場合、JMS加盟店は当社に対し当該取引にかかわる立替払金の支払いを請求することができないものとします。
4. JMS加盟店は、JMS加盟店における決済コードの不正利用のおそれが高いと判断した場合および合理的な必要性があると判断した場合その他ブランドホルダーの都合により、ブランドホルダー、当社またはJCBが当該加盟店におけるコード決済サービスを直ちに（原則として事前通知を行うことによるが、やむを得ない場合には事後通知とする）停止または終了させることができることをあらかじめ承諾するものとします。
5. JMS加盟店は、当社またはJCBが不正利用防止のための措置（リスク軽減措置を含む）を講じることを要請した場合、直ちにこれを実施するものとします。
6. JMS加盟店は、当社がJMS加盟店から原規約第17条第2項に基づき受領した情報をブランドホルダーまたは発行者に対して提供することに同意するものとします。

第９条　【苦情・紛争】

1. 会員からブランドホルダーまたは発行者に対して、JMS加盟店におけるコード決済取引に関して、払戻しの要求その他の苦情が申し立てられた場合、当社またはJCBはブランドホルダーまたは発行者から当該通知を受けた後速やかに、JMS加盟店に対して連絡します。
2. JMS加盟店は、当社またはJCBから前項の連絡を受けた日から当社が指定する期限までに、当社に対して、会員の苦情内容に対するJMS加盟店の認識を回答し、また会員の苦情内容に対する反論がある場合には、JMS加盟店の反論を立証する資料を提出するものとします。また、JMS加盟店は、当社がJMS加盟店から受領した情報をブランドホルダーまたは発行者に対して提供することに同意するものとします。

第10条　【立替払契約の取消しまたは解除等】

1. 原規約第18条第1項（4）および（5）として、以下を追加するものとします。
   （4）JMS加盟店が本特約に違反したとき
   （5）会員から自己の利用によるものではない旨の申し出が、カード会社にあったとき
2. 前項に該当した場合の立替払金の保留および返還等については、原規約の定めによるものとします。

第11条　【ブランドホルダーの権限等】

1. JMS加盟店は、当社がブランドホルダー等からの要請があった場合は、コード決済取引に関する情報および加盟店情報（加盟店が個人事業主の場合当該個人の情報を含む）をブランドホルダー等に提供すること、およびブランドホルダー等が規制を受ける政府機関、規制当局に開示することがあることを予め承諾するものとします。
2. JMS加盟店は、当社またはJCBからの要請があった場合、直ちに、JMS加盟店の概要を説明する書面、履歴事項証明書およびカード取扱店舗に関する情報等を作成または取得したうえで、これを当社に提出することをあらかじめ承諾するものとし、かつ当社がこれをブランドホルダーに提出することをあらかじめ承諾するものとします。
3. 当社またはJCBは、ブランドホルダーの要請があった場合、JMS加盟店に事前の通知を行うこと（ただし、やむを得ない事情がある場合には事後の通知を行うことで足りる）により、JMS加盟店の店舗の全部または一部におけるコード決済サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとし、JMS加盟店はこれを承諾するものとします。
4. JMS加盟店は、コード決済取引にかかる、商品等、宣伝広告または取引方法等につき不適切とブランドホルダーが判断した場合、当社またはJCBからの要請に従い、改善措置（コード決済取引の取扱いの中止等を含む）を講じるものとします。
5. JMS加盟店は、当社に提出したJMS加盟店の商標等に起因して、当社、カード会社、ブランドホルダーが第三者に損害、損失、費用等を生じさせた場合は、これを賠償するものとします。
6. JMS加盟店において、不正なコード決済取引もしくは原規約等に抵触する取引またはそれらの疑いのある取引が多発していると当社、JCBまたはブランドホルダーが判断した場合、および、JMS加盟店がマネーロンダリングに関与していると当社、JCBまたはブランドホルダーが判断した場合、当社、JCBまたはブランドホルダーは、原則として事前に通知を行ったうえで、JMS加盟店によるコード決済取引の取扱いにつき当該JMS加盟店の調査を行うこと（通常の業務時間内に当該JMS加盟店に立ち入り調査を行うことを含む）ができるものとします。
7. JMS加盟店は、コード決済サービスの全部または一部の取扱いが終了したとき、およびブランドホルダーの要請があったとき、ブランドホルダーの指示に従い、ブランドホルダーの営業上の秘密およびコード決済取引に関する個人情報を含む資料等を直ちにブランドホルダーに返却または破棄するものとします。
8. JMS加盟店は、コード決済サービスを取り扱うにあたり、当該コード決済サービスにかかるブランドホルダー所定のプライバシーポリシーが適用されることを承認するとともに、これを遵守するものとします。なお、JMS加盟店に適用されるブランドホルダー所定のプライバシーポリシーは、本特約末尾の表<コード決済サービス>に記載のURLのとおりです。

第12条　【JMS加盟店情報】

1. 第3条第1項に基づき届け出た事項は、原規約第21条（情報の収集および利用等）第1項（1）①に定めるJMS加盟店情報に含まれるものとします。
2. パスポート、運転免許証、住民票は、原規約第21条（情報の収集および利用等）第1項（1）⑤に定める「営業許可証等」に含まれるものとします。

第13条　【有効期間】

本特約の有効期間は1年間とします。ただし、JMS加盟店または当社が期間満了3ヵ月前までに契約を更新しない旨の申し出をしないときは、本特約はさらに1年間更新するものとし、以後も同様とします。

第14条　【本特約の取扱いの終了】

1. 原規約に基づく加盟店契約が終了した場合には、本特約の取扱いは当然に終了し、JMS加盟店におけるコード決済サービスの取扱いも終了するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、JMS加盟店または当社は、1ヵ月前までに相手方に対し予告することにより本特約の取扱いまたは一部の取扱いを終了すること（両社が取扱うコード決済サービスのうちの特定のコード決済サービスの取扱いの終了を含む）ができるものとします。また、ブランドホルダーは自己の判断で個々の加盟店に対するコード決済サービスを終了することができるものとし、この場合、当社とJMS加盟店との間においても、本特約の取扱いは当然に終了するものとします。
3. 本条第1項および第2項の規定にかかわらず、当社は、JMS加盟店が直前1年間にコード決済サービスの取扱いを行っていない場合については、予告することなく当該コード決済サービスの取扱いを終了することができるものとします。
4. 本条第1項および第2項の規定にかかわらず、当社、JCBまたはブランドホルダーは社会情勢の変化、法令の改廃、その他当社の都合等により、コード決済サービスの運営を終了することがあり、この場合、当社はJMS加盟店に対し事前に通知することにより、当該コード決済サービスの取扱いを終了することができるものとします。
5. 本条第1項および第2項の規定にかかわらず、JCBとブランドホルダーとの間のコード決済サービスの取扱いに関する契約関係が終了した場合には、当該コード決済サービスの取扱いが終了するものとします。
6. 本条による当該コード決済サービスの取扱いの終了により、JMS加盟店に損害（逸失利益、機会損失を含む）が生じた場合でも、当社、発行者およびブランドホルダーは一切の責を負わないものとします。
7. 本条第1項から第5項までにより当該コード決済サービスの取扱いが終了した場合、終了日までに行われたコード決済取引は有効に存続するものとし、JMS加盟店および当社は、当該取引を原規約等に従い取扱うものとします。ただし、JMS加盟店および当社が別途合意した場合はこの限りではありません。
8. 当社は、原規約第31条（契約解除）に基づき本特約の取扱いまたはコード決済サービスの一部の取扱いが終了することができる場合、JMS加盟店と既に立替払契約が成立している売上債権について立替払契約を解除するか、JMS加盟店に対する立替払金の支払いを保留することができるものとします。この場合には、当社は、遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

9. JMS加盟店は、当該コード決済サービスの取扱いが終了した場合、直ちにJMS加盟店の負担において、当該コード決済サービスに関するすべての加盟店標識をとりはずし、広告媒体から当該コード決済に関するすべての記述、表記等をとりやめるとともに、当社がJMS加盟店に交付した当該コード決済サービスに関する取扱関係書類、ブランドホルダーの営業上の秘密を含む資料等および印刷物（販売用具）を速やかに当社に返却または破棄するものとします。

第15条　【特約の改定】

当社が本特約または本特約に付随する個別特約の変更内容を通知またはホームページ（https://www.japanmerchantservices.com/policy/kiyaku.html）に公表した後において加盟店が会員に対してコード決済取引を行った場合には、加盟店は新しい特約を承諾したものとみなします。

第16条　【適用】

1. 本特約の規定と個別特約の規定が矛盾または抵触する場合には、個別特約の規定が優先するものとします。なお、個別特約が追加される都度、個別特約は本特約末尾に記載されます。
2. コード決済サービスの取扱いにおいては、本特約の規定と原規約の規定が矛盾または抵触する場合には、本特約の規定が優先するものとし、原規約（第9条に定める信用販売の方法に関する規定を含むが、これに限られない）は適用されないものとします。
3. 本特約に規定のない事項については、原規約（ただし、合理的な限度で読み替える。また、合理的な限度で、以下の各号に従い読み替える）の定めに従うものとします。
   （1）「本規約」を「本規約およびコード決済取扱加盟店特約」に読み替えます。
   （2）「信用販売」を「コード決済取引」に読み替えます。

＜コード決済サービス＞

| | コード決済サービスの名称 | ブランドホルダー | ブランドホルダー所定のプライバシーポリシー |
|---|---|---|---|
| 1 | Smart Code | 株式会社ジェーシービー | — |
| 2 | ALIPAY+ | ALIPAY CONNECT PTE. LTD. | — |
| 3 | WeChat Pay | 財付通支付科技有限公司 | https://posts.tenpay.com/posts/28ee4e3e60e40e27282e56e20f7c5568.html |

※Smart Code参画ブランド事業者は、以下のホームページに掲載します。
https://www.jcb.co.jp/merchant/services/payment/codepay.html

＜コード決済の締切日・支払日＞

（1）JMSおまかせサービス加盟店の場合

| 締切日※2※3 | 支払日※1※3 |
|---|---|
| 毎月15日必着<br>毎月末日必着 | 当月末日<br>翌月15日 |

（2）JMSおまかせサービス早期（月6回）払い加盟店の場合

| 締切日※2※3 | 支払日※1※3 |
|---|---|
| 5、10、15、20、25、末日 | 締日の5日後支払い |

※1　JMS所定の支払日に応当する5日、10日、15日、20日、25日が金融機関休業日の場合は翌営業日を、応当する末日が金融機関休業日であった場合は前営業日をJMS所定の支払日とします。（年末年始等は、異なる場合がございます。）

※2［締切日］
金融機関休業日が連続する場合に、締切日を早める場合があります。この場合、変更後の締切日翌日から変更前の締切日までの間に当社に売上集計表等が到着した売上債権は、次回の締切日に組み入れられます。

※3　支払日および締切日を変更する場合は、当社ホームページにて告知を行うものとします。

（2023年12月1日）